

# ベルギーのライシテと宗教的多元性 — 公教育における二つの論争から

Laïcité et pluralisme religieux en Belgique :  
Enjeux et débats actuels dans l'enseignement public

見原礼子\*

Reiko MIHARA

キーワード：①ベルギー ②ライシテ ③公教育 ④宗教的多元性  
⑤イスラーム

## 論文要旨

本稿は、ベルギーの公教育における宗教教育・非宗派道德教育の実施及び「宗教シンボル」とみなされるものの着用の是非をめぐる論争の検討を通じて、現代ベルギーの宗教的多元性がどのような方向に向かっているのかを考察することを目的とする。

公教育はベルギーの宗教的多元性の特徴が最も表れる場所であり、公認宗教とライシテ関連組織が並存しつつ、公立学校での宗教教育・非宗派道德教育が展開されてきた。しかし、近年、そのバランスに変化が生じつつある。背景には、宗教が社会に対して及ぼす影響の低下や社会構成員の信仰の多様化がある。なかでもイスラームに関しては、ムスリム人口の増加という目に見える変化に加えて、2000年代以降の「過激派」による欧州域内でのテロ事件をきっかけとして、イスラームの民主性を批判的に捉える向きが高まる傾向にある。公教育の場においても、そうした変化や懸念は敏感に感じとられている。

本稿ではこれらの変容を捉えることにより、公認宗教とライシテ関連組織の関係をめぐる今後の方向性に関する示唆を得た。

---

\* 長崎大学 多文化社会学部准教授

## はじめに

隣国フランスで展開されてきたライシテをめぐる数々の議論は、ベルギーにも大きな影響を与えてきた。だが、ライシテが社会統治の原則とされているフランスに対し、1870年に制定された「信仰活動の物質的・財政的側面にかかわる法」により宗教の多元性が原則となっているベルギーにおいては、ライシテはむしろ多元的な宗教に並ぶ一つの思想あるいはイデオロギーとして存立してきた。すなわち、ベルギーのライシテをめぐる主たる争点とは、いかにして宗教的多元性の中にライシテの概念を取り込んでいくかという問いに対するものであった。

その論争が展開されてきた場の代表として公教育が挙げられる。ベルギーの公立学校は、公的な学校教育機関としての中立性が原則とされながらも、正規科目としての宗教教育の実施により宗教的多元性も同時に留保されてきた。その公立学校において、ライシテを推進する組織は、宗教教育と並んで実施される非宗派道徳教育に積極的に関与することで、その存在意義を主張してきた。

だが、公教育におけるライシテと宗教的多元性のバランスは近年少しずつ崩れつつある。その背景には、宗教そのものが有してきた社会的影響の低下や社会構成員の信仰の多様化がある。なかでもイスラームに関しては、1974年に「公認」されて以来、他の宗教同様、公立学校内での宗教教育が実施される一方で、「宗教シンボル」とみなされるムスリム女性のスカーフ着用が問題視されてきた。

本稿では、公教育における宗教教育・非宗派道徳教育の実施及び「宗教シンボル」とみなされるものの着用の是非をめぐる論争の検討を通じて、現代ベルギーの宗教的多元性がどのような方向に向かっているのかを考察する。

## 1. ベルギーの政教関係

### (1) 制度化された宗教的多元性

まず、ベルギーの歴史の中で政教関係がどのように確立されていったかを簡単に概観し、その過程でいかにして宗教的多元性が制度化されたのかを明らかにしていく。

現在のベルギーにあたる地域は、1815年からネーデルラント連合王国の一部として併合されていたが、1830年に起こった革命によって独立を遂げた。当時、この地域においては、国家の非宗教化をめざす自由主義勢力と教会活動に対する国家の保障を唱えるカトリック勢力が存在しており、政教関係をめぐる両者の思想は相反するものであった。だが、オランダ改革派教会の影響を色濃く受けたネーデルラント連合王国によるカトリック教会権力の排除は、自由主義勢力にとっても個人の思想に対する介入として受け止められた。国としての統一を実現するという共通の目的のもとに、カトリック勢力と自由主義勢力との連携が実現した結果、ベルギーの独立が果たされることになった（津田 2011: 144）。統一同盟と呼ばれるこの協力関係が構築された点は、ベルギーの政教関係を捉えるうえで非常に重要である。というのも、独立後の国家体制や法体系の整備もしばらくの間は両者の同盟を基本として進められていくためである。同時期のフランスにおいて、カトリック勢力が徹底的に弱体化させられ、社会統治の原則としてのライシテが形作られていくのとは対照的といえる。

政教関係の基本となる条項として、1831年に制定されたベルギー憲法第117条が挙げられる。

「〔在俗〕 聖職者の給与手当て及び年金の支払いは国家が責任を負う。  
これに必要な金額は毎年为国家予算に組み入れられる。」

この措置はもともと、革命期のフランスによる占領下でベルギー領域のカトリック教会の財産が没収されたことに対する賠償の意味をもっていたが、同時に教会側が唱える信仰活動の社会的価値の認識にもつながった (Sägesser & Husson 2002: 10)。また、カトリックのみならず、プロテスタントとユダヤ教にも適用がなされた。

この憲法規定はその後、1870年に制定される「信仰活動の物質的・財政的側面にかかわる法 (Loi sur le temporel des cultes/ Wet op het tijdelijke der eerediensten)」においてより具体的に制度化された。1870年法においては、宗教活動を私的 (精神的・内面的) な側面と公的 (世俗的・物質的・財政的) 側面とに分類し、前者については教会の権限を担保し、後者については公的領域を管轄する国家との取り決めを結ぶことを主な目的としていた。同法によって、教会活動は公共的な性格を付与されるとともに、その活動の財政的な支援が国家によって保障された。具体的には、聖職者に対する給与・年金の公費による支給のほか、教会の運営費や建設・修復費用等が不足する場合も公費によって支給されることが定められていた。

1870年法はカトリック教会を主たる対象としたものであったが、それ以外の宗教団体 (プロテスタント、ユダヤ教、イギリス国教会) もカトリック教会と同等の措置が設けられることが同法の第3部に明記されていた。これにより、同法はベルギーの宗教的多元性を公式に承認する法律となった。

第二次世界大戦後、社会の文化的・宗教的多様性がさらに進む中、1974年にはイスラームが、1985年には正教会も同法に加えられ、「公認」がなされたと解釈されている。2006年より仏教の「公認」手続も進んでいるが、正式な承認は未だ完了していない<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> "Le bouddhisme bientôt reconnu officiellement en Belgique", *La Libre*, 9 septembre 2016. なお、仏教の公認にあたっては、「宗教組織」としてではなく、「非宗派の思想組織」の一つとして認可を受けることが見込まれている。その場合、後述するラ

カトリック以外の公認宗教は各々の代表組織を設け、その代表組織が国家との交渉役を担っている。具体的には福音主義プロテスタント理事會（Conseil administratif du culte protestant et évangélique/Administratieve raad van de protestants-evangelische eredienst）、ベルギーユダヤ教中央長老會議（Consistoire central israélite de Belgique/Centraal Israëlitisch Consistorie van België）、ベルギームスリム評議會（Exécutif des musulmans de Belgique/Executief van de Moslims van België）などである。

このように宗教的多元性を基本とするベルギーの政教関係において、ライシテの概念はどのように浸透していったのであろうか。このことを検討するうえで重要なのが、1993年の憲法改定及び2002年の関連法の制定によって、ある組織の「公認」が実現したという事実である。その組織とは、ライシテ中央評議會（Conseil Central Laïque: CCL/Centrale Vrijzinnige Raad: CVR、別名として非宗派哲学共同体中央評議會（Conseil Central des Communautés Philosophiques non confessionnelles/ Centrale Vrijzinnige Raad der niet-confessionele levensbeschouwelijke gemeenschappen）である。この組織は、フランス語共同体で1969年に発足したライシテ活動拠点（Centre d'Action Laïque: CAL）とフランデレン共同体で1966年に設立され1971年に組織化された自由主義連合同盟（Unie Vrijzinnige Verenigingen: UVV）という団体の合同組織として1972年に立ちあがった。

CALとUVVの組織の源流は多様である。特に重要なのが、1864年に発足した教育同盟（Ligue de l'Enseignement）である。自由思想家、進歩的な自由主義者、フリーメーソンらがメンバーとなって設立された教育同盟は、教育の非宗教化に向けた運動に深く関与してきた。ほかにも、自由主義勢力のバックボーンとなってきたブリュッセル自由大学、さらに無神論を唱える運動体など急進的な組織もあった。これらが一つにまとまる契機

---

⑤ ライシテ中央評議會と同等の立場での公認を受けることになる。

となったのは、教育をめぐる問題に対処するためであった。

## (2) 公教育における宗教とライシテ

当時の教育をめぐる問題を説明するには、公教育制度が完成する過程で二度にわたって展開された「学校闘争」と呼ばれる出来事を明らかにしておく必要がある。

第一次学校闘争は19世紀後半に展開される。既述のように、カトリック勢力と自由主義勢力による統一同盟のもとで独立が果たされたこの国では、ベルギー憲法第17条において「教育の自由」がうたわれた。独立後に公教育としての具体的な制度設計が始まった当時、すでにカトリック教会設置の学校と政府立の学校という二つの運営主体による学校が存在していたが、ひとまず両方の学校に対する国費助成は容認された（金井2004: 152）。

初等教育に関する最初の法律は1842年に制定された。この法律はすべての自治体に対して最低1校の公立初等学校を設置するよう義務づけるものであったが、すでに存在しているカトリック教会立の学校でも代替可能とする内容であった。また、公立学校において、学校に通う生徒のうち過半数を占める信仰の宗教教育を実施することが義務とされていたが、圧倒的多数の国民がカトリック教徒であったため、結果的にすべての学校にカトリック教育が導入されることになった（金井2004: 152）。

当時、自由主義勢力がこのような法律を容認した理由として、シモンはオランダ統治下でカトリック教徒の自由が抑圧されていたという記憶がこの当時まだ多くのベルギー国内の信者に残っていたこと、そのため教会立学校や宗教教育に対して厳しい態度で臨むことは望ましくないとの考え方が共有されていたことを挙げている（Simon 1951: 29）。他方、公教育にカトリック教会の影響が色濃く反映される法律が制定されたことに反発して成立したのが先に述べた教育同盟であった。

だが、基本的な国家体制が整うにつれて、次第に政治の場においても自由主義勢力の不満が高まっていった。1846年に自由党を結成し、1847年に政権を握ると、自由主義勢力は公教育の非宗教化を進めていった。1879年に制定された初等教育に関する法では、1842年法で認められていた公立学校のカトリック学校への代替措置が禁じられたほか、公立学校の中立性順守を求め、非宗教的な道徳教育がカトリック教育に替わって実施されるべきだという方針も打ち出されていた (Evans 1999: 139)。

カトリック勢力はこの法律に真っ向から対抗し、私立学校のさらなる設置や政党の形成による政治運動に励んだ。その結果、1884年の選挙でカトリック党が政権を握るにいたる。これにより、1879年から続いた第一次学校闘争は終結し、カトリック党は公教育におけるカトリック教育の位置づけに対する揺り戻しを図った。ただし、ブリュッセルやアントワープなど自由主義勢力が優勢であった地域では、1879年法が引き続き適用されたところもあり、それに対してカトリック政権は容認の姿勢を見せた (Wynants & Paret 1998: 28)。

こうしてカトリック勢力が保持してきた私立学校と、自由主義勢力によって推進されてきた公立学校が揺り戻しや変容を伴いながらも、併存したかたちでベルギーの公教育としての制度が作られていった。ただし両者間にある制度上の相違はそのまま残された。

公教育における公立と私立の間に残された曖昧性が、政治的な闘争を再び生じさせるきっかけとなった。第二次学校闘争とよばれるこの闘争は、1950年から8年間にわたって、カトリック勢力に対して自由主義勢力と社会主義勢力が争いを展開したものである。その結果、現実的な妥協路線により闘争を終結させることが三者の間で目指されるようになった。こうしてようやく1958年の「学校憲章」の交付によって公教育に関する三者間の合意形成がなされることになった。

「学校憲章」は当時の状況をおおむね反映した内容であった。本稿との

関係で特に重要なのが、①私立学校の設置、②公立学校における宗教教育の実施の2点である。

①については、私立学校設置時の不動産に対する助成は行われないとされたものの、教職員の給与や物品については公立と同等の補助が与えられることとされた。

②については、すべての公立学校において週2時間の宗教教育またはモラル教育が実施されること、そのうち宗教教育とは当時公認されていたカトリック、プロテスタント、ユダヤ教の宗教教育と各宗教に着想を得た道德教育のことを意味し、モラル教育とは非宗派道德教育 (*l'enseignement de la morale non confessionnelle*) のことを意味することが記されていた。

非宗派道德教育は、もともと20世紀初頭に自由主義勢力によって公立学校の宗教教育の選択肢の一つとして導入された科目である。導入された当初はどちらかという急進的な無神論的性質や「非道德的」といった負のイメージが付与されていたという (*Ligue de l'Enseignement* 1955: 6)。だが、第二次世界大戦後、世俗化が進むなか、この科目の持つ意味合いも次第に変容していく。

もう一つの重要な点は、宗教教育の実施及び監督に関して、カトリックの場合は各司教区の教会組織に、プロテスタントとユダヤ教の場合は代表組織にその責任がゆだねられたことである。この点はイスラームや正教会が公認された後に宗教教育の実施が開始された際にも適用されていく。他方、非宗派道德教育の実施や監督責任に関しては、特定の団体ではなく公立学校の設置者である国や自治体が負うと定められた (*Sägesser & Coorebyter* 2000: 28)。しかし、ここに積極的に関与しようとしてきたのが教育同盟を中心とした諸団体、すなわちライシテ関連組織である。



### (3) ライシテの公認と非宗派道徳教育への関与

学校憲章の草案策定時において、教育同盟を中心とした諸団体は政党との接触をほとんど持ち得なかった。これらの教育団体にとって、二度の学校闘争を経て導かれた三大政党による合意は、自らが理想とする教育のありかたからは程遠いものであった (Sägesser & Husson 2002: 17)。だが、宗教的多元性を基本とする公教育のかたちに関して政治的な合意が交わされた以上、これらの団体は現実的な路線を歩みながら公教育に関与していく方法を模索するようになった。ここで着目されたのが、学校憲章で明文化された非宗派道徳教育の実施に関与していくことであった。

そのための手段として、1870年法によって公認されている宗教グループと同様の法的承認を得ることが重要との判断が一致したことから、様々な団体がCALあるいはUVVとして集結し、ライシテ中央評議会 (CCL/CVR) という合同組織として実を結ぶにいたった。政治への働きかけも功を奏し、ライシテ中央評議会の公認は1993年の憲法改定を経て2002年に正式に完了した。これによって「ライシテはベルギーの多元性を構成する一要素となった」 (Sägesser & Husson 2002: 15)。

非宗派道徳教育については、フランス語共同体の場合、CALが1998年にライシテ道徳評議会 (Conseil de la morale laïque) を創設して、教育教材の開発や教員研修の場を設けるなど、かかわりを強めるための活動を継続的に展開してきた<sup>2</sup>。ただし、これが公教育において道徳を扱うための最良の方法ではないという立場もまた、CALは繰り返し発信してきた。このことは、2000年代以降の宗教をめぐる政治的な空気や社会の動向ともかかわりあいながら、後述のように2015年のフランス語共同体で起こった歴史的転

<sup>2</sup> ただし、フランス語共同体の場合、教員や教育監査官の任命はCALではなく公立学校の設置者である国や自治体が担ってきた。他方、フランデレン共同体の場合、ライシテ系の非宗派道徳指導・監査評議会 (Raad voor Inspectie en Begeleiding niet-confessionele Zedenleer) が同様の役割を担ってきた (Sägesser, et.al. 2016: 66)。

換点へとつながっていく。

#### (4) 公的助成

ここで、公認宗教及びライシテ中央評議会に対する公的助成の現状を簡単に説明しておきたい。

公認宗教／ライシテ中央評議会の宗教者／職務担当者の給与の2016年予算額は、ライシテ中央評議会を除く6宗教が8511万7000ユーロ、非宗教グループが1347万3000ユーロである。加えて2008年より仏教も公認プロセス準備のための特別予算として16万5000ユーロを受給している (Sägesser, et.al. 2016 : 55)。

給与支給対象者の数は、以下の表に2014年及び2015年のデータを示したとおり、カトリックが全体の8割を占めており、ライシテ中央評議会、プロテスタント、イスラームと続いている。給与支給対象者は具体的にカトリックや正教会は大司教、司教、司祭など、プロテスタントは牧師、イギリス国教会は司祭、ユダヤ教はラビ、イスラームはイマーム、ライシテ中央評議会は道徳指導主任 (conseiller moral chef de service) や道徳相談助手 (conseiller moral assistant) である。

彼らは宗教施設だけではなく、施設付司祭もしくは道徳顧問として刑務所、病院、老人・ケアホーム、児童保護施設などの公共施設においても勤務している (Sägesser & Husson 2002: 24-31)。

これに加えて非常に重要な領域として、公教育における宗教教育／非宗派道徳教育の実施とそれに関連する費用の公的支出が挙げられる。その年額はベルギー全体で2億7200万ユーロに上る (Sägesser 2009: 97)。

表 給与支給対象となった宗教者／職務担当者数（専従換算値）

(2014-2015年)

宗教・思想組織	数 2015 (専従換算値)	数 2014 (専従換算値)
カトリック	2904.5	2925
福音派プロテスタント	135	126
イギリス国教会	15	16
ユダヤ教	35	36
正教会	53	53
イスラーム	77	70
ライシテ中央評議会	330	329.5

出典) Sägesser, et.al. [2016 : 55]をもとに筆者作成

## 2. 公教育における二つの論争——イスラームとの向き合い方をめぐって

以上のように、宗教的多元性はベルギーの政教関係の基本とされてきた。公教育は公立学校での宗教教育を通じてその特徴が最も表れる場所であり、多様な宗教とライシテが並存してきた。しかし、近年、並存あるいは共存のありかたに変化が生じつつある。その背景には、宗教が社会に対して及ぼす影響の低下や社会構成員の信仰の多様化がある。なかでもイスラームに関しては、ムスリム人口の増加という目に見える変化に加えて、2000年代以降の「過激派」による欧州域内でのテロ事件をきっかけとして、イスラームの民主性を批判的に捉える向きが高まる傾向にある。公教育の場においても、そうした変化や懸念は敏感に感じとられている。以下では、イスラームと向き合うベルギーの公教育が宗教的多元性の原則をどのように変容させつつあるのか、二つの論争を通じて明らかにしていく。

### (1) 宗教教育・非宗派道徳教育から哲学・市民性教育へ

一つ目の論争は、先から見てきた宗教教育・非宗派道徳教育をめぐるのである。学校憲章により公立学校において週2時間の実施が定められた宗教教育・非宗派道徳教育のうち、宗教教育は基本的に信仰的な性質を伴

う教育,すなわち信仰者による信仰者のための教育として成り立ってきた。ただし、現代ベルギー社会の文脈やそこに併存している他の宗教の存在を無視するわけではない。カリキュラムの中に己の宗教と他者の宗教との関係性を考察し、それを現代ベルギーの多文化社会における共生の方法として検討するような内容も含まれている。

ところが、このように教室を分離して宗教や道徳を扱う方法に対しては、宗教グループの分断をもたらし、ひいては社会の分離を招きかねないとして、特に2000年代以降、様々な立場から異論の声が上がってきた。多元的な宗教教育・非宗派道徳教育ではなく、統一的な道徳教育あるいは市民性教育を導入することが望ましいという意見である。こうした意見は、社会の分断化が懸念されるなか、各々の宗教教育だけでは市民性の醸成が期待できないという考え方に基づいている。

例えば2000年に当時のフランス語共同体の首相であったエルヴェ・アスカン (Hervé Hasquin) が現行の宗教教育・非宗派道徳教育に替わって比較宗教史と哲学の単一科目を導入する提案をしたことは、宗教教育関係者を刺激した (Dortu 2006: 55)。これに対して、宗教教育の教育監査官らは共通のガイドライン作成を通じて、現行の多元的な宗教教育・非宗派道徳教育の意義を訴えたのである (見原 2009: 211)。

ただし、非宗派道徳教育にかかわってきたライシテ関連組織にとっては、こうした作業も妥協によるものであったことは間違いない。実際、2001年にCALの当時の会長であったフィリップ・グロレ (Philippe Grollet) は「CALは宗教教育と並存した道徳教育を維持し擁護することに対しては、はっきりと賛意を示した」としつつも、「これは当面の立場であり、原理的な立場ではない。今の状況、制度的状況、力関係を踏まえた立場なのである」と述べて、その原理的な立場とはフランスと類似した教育制度を計画することであると説明していた (Grollet 2001: 31)。

9.11以後の状況を踏まえて移民政策を再度見直すことを目的として、

2004年に連邦政府によって結成された間文化対話委員会（Commission du dialogue interculturel）が2005年に提出した最終報告書では、宗教教育・非宗派道徳教育関係者によってなされてきた共同の取り組みを生かしつつ、今の枠組みや法的基盤を変更することなく共同授業の時間枠を設けていくことが提案されていた。

だが、その10年後の2015年に、フランス語共同体において歴史的な転換点ともいえる出来事が起こった。フランス語共同体の学校憲章にかかる法律を改定し、週2時間の実施が義務化されていた宗教・非宗派道徳教育のうち、1時間を統一的な「哲学・市民性教育」へと振り向けることになったのである<sup>3</sup>。さらに、残りの1時間分の宗教教育・非宗派道徳教育の履修を希望しない場合、2時間すべてにおいて「哲学・市民性教育」を受講することも可能とされた。つまり、制度化されていた宗教的多元性の枠組みは大きく変質したのである。

直接的なきっかけは、生徒が宗教教育・非宗派道徳教育への参加を拒む権利を有すると判断した2015年3月の国務院の判決があるとされる<sup>4</sup>。しかしそれだけではないように思われる。すなわち、公教育においてイスラームとどのように向き合うかという問いに対する回答であるとも解釈しうる。

近年、とりわけ都市部においてイスラーム教育履修者の増加率は著しいものがあった。フランス語共同体の場合、初等学校におけるイスラーム教育履修者は2003/2004年度において全体の約6.7%であり、同年のカトリッ

<sup>3</sup> Antoine, Valentine, « Le décret sur le cours de citoyenneté a été approuvé », *Le Soir*, 22 octobre 2015.

<http://www.lesoir.be/1023016/article/actualite/enseignement/2015-10-21/decret-sur-cours-citoyennete-ete-approuve> (last accessed on 20 January 2017)

<sup>4</sup> CAL, « Du cours de morale au cours de philosophie et de citoyenneté »

<http://www.laicite.be/priorites/du-cours-de-morale-au-cours-de-philosophie-et-de-citoyennete> (last accessed on 20 January 2017)

ク教育履修者は約71.9%、非宗派道徳教育は約19.7%であった（見原 2009: 115）。他方、2015/2016年度の履修者の割合を見てみると、カトリック教育履修者は約63.8%とかなりの減少を示している。これに対し、非宗派道徳教育は約21.1%、イスラームは約11.5%に上り、特にイスラーム教育履修者の割合が大きな伸びを示している（Sägesser, et.al. 2016: 68）。

ブリュッセルのフランス語圏の公立学校（州・市町立）に限定すると、イスラーム教育履修者の割合はさらに増加する。2015/2016年度のデータにおいて、イスラーム教育履修者が48.4%を占めており、カトリック教育（18.4%）や非宗派道徳教育（20.5%）の履修者を大幅に上回る状況にある（Sägesser, et.al. 2016: 69）。先述のとおり、宗教教育は信仰的な性質を持ち、とりわけ初等教育段階では保護者が自らの家庭の宗教を選択することが基本であるため、この数字はブリュッセルにおけるフランス語圏の公立学校（州・市町立）に在籍するムスリム生徒のおおまかな割合と捉えることが可能であろう。他のベルギー諸都市の公立初等学校でも、イスラーム教育履修者が他の宗教や非宗派道徳の履修者を上回る状況にある。例えば同年のリージュではイスラーム教育37.6%に対して非宗派道徳教育30.8%、カトリック教育23.2%となっている。シャルルロワでもイスラーム教育33.4%に対してカトリック教育30.6%、非宗派道徳教育29.8%となっている（Sägesser, et.al. 2016: 70）。

移行措置として、宗教教育・非宗派道徳教育の教員は、新たな哲学・市民性教育の担当も可能とされたが、そのためには公教育の「中立性」に関する研修を受けなければならないとされた<sup>5</sup>。この「中立性」が何をめぐって議論されているかを確認するとき、一連の改革においてイスラームが意識されていることに気づくのである。

<sup>5</sup> CAL, « Le cours de philosophie et de citoyenneté. FAQ »  
<http://www.laicite.be/images/03priorites/cours-de-philosophie-et-de-citoyennete-faq-2016.pdf> (last accessed on 20 January 2017)

## (2) 「宗教シンボル」とみなされるものの着用の是非に関する議論

もう一つの論争とは、「宗教シンボル」とみなされるものの着用をめぐる議論である。ベルギーにおいても宗教シンボルをめぐる論争、とりわけ「スカーフ論争」は1980年代後半から繰り返し巻き起こってきた。フランスにおいてライシテ原則が宗教シンボル着用禁止の根拠とされてきたのに対し、ベルギーでの根拠は憲法第24条に定義されている公教育の「中立性」であった。

「中立性とは、とりわけ親及び生徒の哲学的、イデオロギー的、あるいは宗教的見解の尊重を意味する。」

どのような中立性を目指すべきかについては、政治的・宗教的な帰属を表す表現や表象をすべて禁じることによって「消極的」中立性を支持する立場と、すべての表現を受け入れる「積極的」中立性を支持する立場とにわかかれ、論争が続けられてきた。

フランスの影響を受け、「消極的」中立性の立場がより顕著に現れていたのが、フランス語共同体である。2000年代前半の時点で、すでに過半数以上の学校が「校内規則 (règlement d'ordre intérieur)」の中で学校内の秩序の保持を目的として宗教シンボルを禁止する措置をとっていた(見原2009: 216-217)。2004年にはフランスの宗教シンボル禁止に向けた法制化の動きの影響を受け、可決されることはなかったものの、フランス語共同体でも類似した法案が国会に提出された。

他方、フランデレン共同体は、近年までどちらかといえば「積極的」中立性が支持される傾向にあった。しかしながら、2000年代後半以降、この地域においても信仰に関わるシンボル (levensbeschouwelijke kentekens) の着用を禁止する流れが加速していった。

ここで、ベルギーの学校教育網について概説しておきたい。ベルギー

の公教育には、各共同体に3つの学校教育網がある。具体的には公立の①共同体立（フランデレン共同体の場合 *gemeenschapsonderwijs*: GO）と②州・市町立（*officieel gesubsidieerd onderwijs*: OGO）及び③私立（*vrij gesubsidieerd onderwijs*: VGO）が存在する。③のほとんどはカトリック系である。

2015-2016年度のデータによると、フランデレン共同体で初等教育段階に通う生徒（特別支援教育在籍生徒含）約44万8千人のうち、①に通う生徒は全体の約15.6%、②に通う生徒数は全体の約22.6%、③に通う生徒数は全体の約61.8%と私立に通う割合が半数を超えている<sup>6</sup>。中等教育段階になると③に通う生徒の割合はさらに増える。全生徒数41万8千人のうち、①に通う生徒は全体の約18.8%、②に通う生徒は全体の約7.4%、③に通う生徒は全体の約73.8%である<sup>7</sup>。

宗教シンボル禁止の統一的な方針が打ち出されたのは、このうち①の共同体立の学校教育網においてである。具体的な動きは2009年にさかのぼる。共同体立学校教育委員会<sup>8</sup>が「中立性の確保」を目的として、共同体立の学校の生徒及び教員に対して、すべての可視的な信仰に関わるシンボル（*alle zichtbare levensbeschouwelijke kentekens*）の着用を禁じる決定を行ったのである<sup>9</sup>。ただし、宗教教育の時間に限り、当該の授業を受ける生徒と当該の授業を教える教員に対しては例外措置として宗教シンボル着用禁止は免除されるとされていた。だが、この決定をめぐっては、様々な社会的アクターからの異議申し立てが行われ、国務院（*Raad van State/Conseil d'État*）における行政訴訟の判決では、この決定に基づく禁止措置の停止を勧告し

<sup>6</sup> Vlaams Ministerie van Onderwijs en Vorming, *Vlaams onderwijs in cijfers 2015-2016*, Vlaams Ministerie van Onderwijs en Vorming, 2016, p11.

<sup>7</sup> *Ibid.*, p17.

<sup>8</sup> 15名の委員により構成される。任期は4年。

<sup>9</sup> *Onderwijs van de Vlaamse Gemeenschap, Handleiding arbeidsovereenkomsten contractueel amvd- personeel van het GO! Onderwijs van de Vlaamse Gemeenschap*, Onderwijs van de Vlaamse Gemeenschap, 2014, p53.



た<sup>10</sup>。

ところが2013年になると、共同体立学校教育委員会は再び宗教シンボル着用禁止に向けた動きを進め、同年2月には同年9月以降、宗教シンボルの着用を禁止する旨の通達を出した<sup>11</sup>。対象となるのは共同体立学校教育網にあるすべての初等・中等学校の生徒及び教職員とされた。ここでも2009年の例外措置は踏襲され、宗教教育の時間に限定して宗教シンボル着用禁止は免除されるとされた。教職員に関しては、雇用に際してこの点を了承する旨の署名を求められることになった。

この通達に従う場合、宗教シンボルと見なされるものは、宗教教育の時間以外には外さなければならなくなる。だが、例えばスカーフを着用しているムスリム女性にとって、スカーフは宗教にかかわる話をするか否で着用の有無を決められるものではない。実際、國務院での行政訴訟に持ち込まれた事案では、この点が一つの争点となった。例として2016年2月に判決が下された事案を挙げたい<sup>12</sup>。この事案は、イスラーム教育の教員として採用されたムスリム女性が、宗教シンボル着用を禁止する書面に合意しなかったとして任用取り消しとなったことをめぐり争われた。判決では、宗教教育を担当する教員の任務には、科目にかかわる個人的な関与も含まれることを確認し、その関与には宗教シンボルの着用も含まれるとした。その点を踏まえれば、担当する宗教教育の時間という限定された教室においてのみ着用を認めるのは妥当でないと判断した<sup>13</sup>。宗教シンボルを着用

<sup>10</sup> Raad van State, Afdeling bestuursrechtspraak XIle KAMER: Arrest, nr. 202.039 van 18 maart 2010 in de zaak A. 194.399/XII-6002.

<sup>11</sup> Omzendbrief inzake het verbod op het dragen van levensbeschouwelijke kentekens 2013/1/omz.

<sup>12</sup> Raad van State, Afdeling bestuursrechtspraak IXe KAMER: Arrest, nr. 233.672 van 1 februari 2016 in de zaak A. 210.614/IX-8237.

<sup>13</sup> フランス語共同体においても 前述の「校内規則」に対する行政訴訟の判決があり、同様の判断が下されている。例えばConseil d'Etat, Section du contentieux administrative: Arret, no. 223.201 du 17 avril 2013, G./A.201.731/VI-19.243.

することによって教員が生徒に対して与える政治的・宗教的圧力や影響を考慮することは認められるが、同時に生徒や保護者の信仰の自由という基本的な権利を保護することも必要であり、そのバランスを取ることが重要であるとの見解を示し、具体的な圧力や影響がある場合に限って禁止措置を講じるべきであるとした。

共同体立学校教育委員会はこの判決を不服としたものの、控訴は棄却された。だが、この判決は特定の事案にかかわるものとして、通達の有効性は残したままのかたちとなった。さらに、こうした国務院での判決に対応するため、フランデレン議会からはスカーフ禁止の法制化をすべきであるとの声上がるなど政治的な反応も示された<sup>14</sup>。

この通達によって直接的な影響を受けるのは、前述した①の共同体立学校に通う生徒及び教職員となる。一方で興味深い動きもある。それは③の私立学校、とりわけその大半を占めるカトリック系の学校教育網の対応である。中立性を理由として、公立学校におけるイスラーム的表象が拒否される傾向にあるなか、カトリック系学校ではムスリムのスカーフ着用を認めたり礼拝の場所を設けたりすることで、むしろイスラーム文化を積極的に受け入れようとする試みを進めようというのである<sup>15</sup>。この試みがバルギーにおける新たな宗教的多元性を拓くのか、着目していく必要があるだろう。

<sup>14</sup> Vlaams Parlement, “Commissievergadering, Commissie voor Onderwijs”, 3 maart 2016.

<https://www.vlaamsparlement.be/commissies/commissievergaderingen/1035899/verslag/1043232> (last accessed on 16 January 2017)

<sup>15</sup> Delepeleire, Yves, “Katholiek onderwijs geeft moslimleerling meer ruimte, tot onbegrip van N-VA”, *De Standaard*, 4 mai 2016.

[http://www.standaard.be/cnt/dmf20160504\\_02273563](http://www.standaard.be/cnt/dmf20160504_02273563) (last accessed on 16 January 2017)

## おわりに

近年の公教育における二つの論争からは、ベルギーの宗教的多元性の姿が大きな変容を遂げつつあることが明らかになった。興味深いのは、今、進みつつある変化はこの国でライシテを推進してきた諸組織が目指してきた方向性でもあるという事実である。これはベルギーにおけるライシテの「勝利」なのだろうか。あるいはベルギー社会が現代の「ライシテ化」を迎えている結果としてもたらされた変化なのだろうか。2007年から6年間にわたってCALの会長を務めたピエール・ガラン（Pierre Galand）は、ムスリム女性のスカーフは「明らかに宣教の道具としてイマームや保守的なグループによって使われている」として、政治家たちに対し、学校でのスカーフ着用規制について次のように述べたことがある。

「一般的な規則を適用するための方法を模索すべきである。そこには国庫補助を受けている私立学校も含まれるべきである<sup>16</sup>。」

今のところ、宗教教育・非宗派道徳教育から哲学・市民性教育への転換についても、宗教シンボル着用の禁止についても、宗派立の私立学校は適用除外となっており、それぞれの学校が自律的に判断する余地が残されている。最後に見たように、カトリック系学校であってもイスラーム文化を積極的に受け入れていく方針が打ち出されているフランデレン共同体の例もある。

だが、ベルギー学校教育制度の根幹として位置づけられていた学校憲章

<sup>16</sup> Briey de, Philippe, « Foulard des uns, arguments des autres », *La Libre*, 29 septembre 2009.

<http://www.lalibre.be/debats/opinions/foulard-des-uns-arguments-des-autres-51b8b073e4b0de6db9b84c35> (last accessed on 20 January 2017).

がフランス語共同体でこれほどあっけなく変更されたことは、学校憲章のもうひとつの大原則——すなわち私立学校の運営の自由に対して、公教育としての「中立性」をめぐる問題が争点として挙がってくる可能性をも示唆する。ベルギーの宗教的多元性はどこへ向かうのか。公教育の場で生じつつある変化を読み解きながら、引き続き検討していきたい。

## 参考文献

- Portu, Véronique, *Les cours philosophiques revisités: une utopie?*, Editions de l'Université de Liège, 2006.
- Evans, Ellen Lovell, *The Cross and the Ballot: Catholic Political Parties in Germany, Switzerland, Austria, Belgium and the Netherlands, 1785-1985*, Humanities Press, 1999.
- Grollet, Philippe, « Pour une cohabitation des cours dits philosophiques », in : Centre d'action laïque, *Le cours de morale laïque : lieu d'une société ouverte*, Espace de Liberté, 2001.
- 金井裕美子「ベルギーにおける親の学校選択権の保障——1958年ベルギー学校教育憲章を中心として」『広島大学大学院教育学研究科紀要』第53号, 2004, pp.151-157.
- Ligue de l'Enseignement, « Le cours de religion et de morale dans l'enseignement public », *Supplément au bulletin n° 4 de la Ligue de l'Enseignement*, n 147, 1955.
- 見原礼子『オランダとベルギーのイスラーム教育——公教育における宗教の多元性と対話』明石書店, 2009.
- Sägesser, Caroline et Coorebyter, Vincent de, « Cultes et laïcité en Belgique », *Dossier du Centre de recherche et d'information socio-politiques*, n 51, CRISP, 2000.
- Sägesser, Caroline et Husson, Jean-François, « La reconnaissance et le financement de la laïcité », *Courrier hebdomadaire no :1756*, Centre de recherche et d'information socio-politiques, 2002.
- Sägesser, Caroline, « Le financement public des cultes en France et en Belgique : des principes aux accommodements », in : François Foret (éd.), *Politique et religion en France et en Belgique*, Editions de l'ULB, 2009, pp 91-105.

Sägesser, Caroline, Schreiber, Jean-Philippe, et Vanderpelen-Diagre, Cécile, *Les religions et la laïcité en Belgique : Rapport 2015*, Université libre de Bruxelles Observatoire des Religions et de la Laïcité (ORELA), 2016.

Simon, Aloïs, *La Liberté d'enseignement en Belgique : Essai historique*, La Pensée catholique, 1951.

津田由美子「ベルギー——コンセンサス・デモクラシーの成立と変容」津田由美子・吉武信彦編『北欧・南欧・ベネルクス』ミネルヴァ書房, 2011, pp143-165.

Wynants, Paul, et Paret, Martine, « École et clivages aux XIXe et XXe siècles », in: Dominique Grootaers, *Histoire de l'enseignement en Belgique*, CRISP, 1998, pp13-84.